平成２３年（フ）第７７３９号
東京都大田区蒲田３丁目９－７　ミディアム・ウチムラ’94―301
債務者　根崎　和則
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７４０号
東京都練馬区西大泉４丁目８－３　西大泉壱番館103
債務者　大石栄江子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７４１号
埼玉県志木市本町６丁目16―10―202
債務者　西川　ルミ
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９２号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目８番27号
債務者　興野　俊二
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５８号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平３番１―202号
債務者　海野　清香
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２２号
横浜市港北区新横浜３丁目１番地２　ＬＡプライル新横浜323
債務者　板倉　　悟
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１０号
東京都青梅市河辺町９丁目７番地の１霞台第１住宅５―207
債務者　榎本　惠行
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月４日午後１時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６５６号
東京都昭島市松原町３丁目４番22号
債務者　林　　徹
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月４日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１５９号
横浜市都筑区大熊町313番地３　コルソⅡ201
債務者　川崎みさき（旧氏名川崎史貴）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１号
愛知県刈谷市築地町２丁目４番地27　アイルーム北刈谷Ⅱ310号、旧住所愛知県豊明市新栄町２丁目173番地
債務者　川村　義行
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午後１時40分　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３７１号
東京都大田区北馬込２丁目47―６―103
債務者　内橋　弘美（旧姓金田・篠塚）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３７３号
東京都港区海岸３丁目19―２―711
債務者　曽根よし江
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３７４号
千葉県千葉市稲毛区長沼町184―15　メゾンボナール２―102
債務者　春山　貴子（旧姓花輪）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３７７号
神奈川県横浜市旭区今宿西町317―１―106
債務者　田中　香織
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３７８号
東京都練馬区豊玉南２丁目17―７―101
債務者　森川　亜耶
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時　東京地方裁判所民事第20部